

第48回国土交通省政策評価会

令和2年6月5日

【竹本政策評価企画官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第48回国土交通省政策評価会を開催いたします。

私は、事務局を務めております政策評価企画官の竹本でございます。

開催に当たりまして、刀禰政策統括官から一言御挨拶を申し上げます。

【刀禰政策統括官】 一言御挨拶させていただきます。本日は、御多忙のところ第48回の国土交通省政策評価会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

上山先生をはじめとして、委員の皆様方におかれましては、今年度も引き続き政策評価会委員として御指導いただくことになりました。改めまして、よろしくお願いいたします。

昨年度も1年間にわたりまして委員の皆様から御指導いただきまして、おかげさまで「国土形成計画の中間点検」等の4つのテーマについて、政策レビューを適切に実施することができました。よい評価書を作成できたものと考えております。

本日は、本年度レビュー実施予定の「運輸安全マネジメント制度」等の5つのテーマにつきまして、政策レビューの取組方針として、関係施策の概要と、レビュー実施の狙いやレビュー方針・レビュー方法を御説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

私どもも、今後の政策に資するような意義あるレビュー成果が取りまとめられますように努力をしていきたいと考えておりますので、そうした観点からも御指導をよろしくお願いいたします。

本年度も国土交通省の政策評価に御指導、そして御協力を頂きますよう改めてお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【竹本政策評価企画官】 本日は暑くなりましたので、上着はお取りいただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

本日の政策評価会は、政策評価に関する情報の公開に関するガイドラインにのっとり、公開で開催いたします。

本日の資料につきましては、委員の皆様にはメモ用の資料を置かせていただいておりますが、基本的にお手元のタブレットでペーパーレスにおいて行います。タブレットの画面の

ページめくりは各自でお願いいたします。タブレットの不具合がございましたら、代わりのタブレットをお持ちしますので、事務局にお知らせください。

会議資料は、会議終了後、議事録は委員に内容を確認いただいた後で公開いたします。

なお、村木委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

本題の各テーマの説明のときには、説明終了の2分前に1回、終了時間に2回、ベルを鳴らしますので、よろしくお願いいたします。

会議中は、常時マスク着用でお願いいたします。また、換気のため、窓及びドアを開けさせてもらっています。

間もなく議事に入りますので、円滑な進行のため、写真撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以後の議事進行を上山座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【上山座長】 皆さん、こんにちは。上山です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。まず、令和2年度取りまとめ政策レビューのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【竹本政策評価企画官】 資料の4ページ目を御覧ください。資料1でございます。

本日の政策評価会の後、頂いた意見への対応、追加資料等を整理いたしまして、6月から7月にかけて、1回目の個別指導をお願いしたいと考えてございます。

10月下旬頃になろうかと思いますが、再度政策評価会を開催し、評価書作成に向けた中間報告を行う予定にしております。

この評価会の後、11月に、2回目の個別指導をお願いしたいと考えてございます。

その後、12月中に、評価書を暫定的に取りまとめた一次案の作成を予定してございます。一次案につきましては、個別指導の担当になられた委員に送付させていただきますので、御確認をお願いします。

また、2月初めまでに、完成形に近い二次案を作成いたします。二次案につきましては全委員に送付させていただきますので、御確認をお願いいたします。

その後、精査の上、年度内に評価書を完成させ、公表する予定としてございます。

続きまして、個別指導の担当委員についてお願いいたします。お手元の希望調査票に、二重丸や丸を記入いただきますようお願いいたします。本日欠席されている村木委員にも希望を聞き取って、後日、上山座長にお諮りし、各テーマの担当委員を決めさせていただきます。

事務局からの説明は、以上です。

【上山座長】 ただいまの説明について、御質問、御意見等ありますか。

よろしければ、審議事項に入ります。審議事項の1番、国交省政策評価基本計画の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

【辻企画専門官】 政策評価官室の辻と申します。資料の5ページを御覧ください。

政策レビューテーマの選定について、現行の基本計画では、5年以内の政策レビューテーマをあらかじめ定めることとしています。この趣旨は、政策レビューを実施する当該年度までの間、レビューに向けたデータ収集や調査実施などの準備を計画的に行うためのものです。

しかし、令和3年度以降の各テーマについて、担当局等に検討状況を確認したところ、大部分は今後検討予定としており、早期にテーマ選定を行う効果が薄い状況が見受けられました。

そこで、今後は、翌年度及び翌々年度の2カ年分のテーマを定め、レビュー実施の1年7か月前から準備の開始を可能にするよう変更したいと考えています。

基本計画の抜粋が、資料のとおりです。御審議をお願いします。以上です。

【上山座長】 皆様、いかがでしょうか。これはここの会議でも議論になりまして、あまり先のことを固め過ぎてしまうと、最近起きた災害であるとか事故とか、そういうものに対する反応が遅れてしまうのではないかということで、5年は長過ぎるということでの見直しということですか。

よろしいですか。特に御異論がなければ、これで了承ということにしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。今日は5つの今年の政策レビューのテーマについて、各部局から御説明いただきます。説明は10分、質疑は10分として進めます。担当部局の方は、要領よく説明をお願いします。8分で一度ベルが鳴りますので、鳴ったらあと2分しかないということで、時間厳守でお願いしたいと思います。

委員も10分しかありませんので、時間の関係で御発言が十分にできなかった場合は、お手元にテーマ別意見記載用紙というのがありますので、そこに取りあえず書いていただき、あるいは、後でまた事務局に御連絡を頂くという形で進めたいと思います。

それでは、1番目、運輸安全マネジメント制度について、説明をお願いいたします。

【内山運輸安全監理官】 大臣官房運輸安全監理官の内山でございます。それでは、私か

ら、運輸安全マネジメント制度について御説明をしたいと思います。まず、6ページから始まる資料を御覧いただきたいと思います。

7ページを、まず御覧いただきたいと思います。7ページの運輸安全マネジメント制度ということで、詳細は後ほど説明いたしますけれども、本制度は平成18年10月より開始したものであります。制度発足から13年経過している制度でございます。

それで、「評価の目的・必要性」のところの2段落目に触れておりますけれども、平成22年度に1度、政策レビューを実施しているということでございます。今般、平成22年度から10年間経過いたしましたので、改めて2回目の政策レビューをいたしたいということでございます。

続きまして、8ページですけれども、この制度、先ほど言いました13年前のことですが、発端は、平成17年の東武鉄道の伊勢崎線の踏切障害事故、それからJR西日本の福知山線の脱線事故、それから航空のJALの新千歳空港における管制指示違反等々が起きまして、どうもこの要因はヒューマンエラーによる事故が、当時非常に多発した時期でございます。それで、国土交通省としまして、なぜこのようなヒューマンエラーが増発しているのかということで、平成17年6月にヒューマンエラー事故防止対策検討委員会を開きまして、8月4日に事故防止対策の検討委員会の中間取りまとめをいたしましたということでございます。

その大きな柱が、事業者による安全マネジメント体制の構築ということが必要だということと、あともう1つにつきましては、国土交通省が安全マネジメント体制の評価をすることが必要だということでございます。そのようなことでございまして、平成18年3月31日に、運輸安全一括法、法律を公布し、18年度に新しい組織を設置しまして、18年10月1日から運輸安全マネジメント制度というのを開始したということでございます。

これ、中ほどに「JR西日本安全性向上計画」と「JAL」と書いておりますけれども、それぞれ、JR西日本が福知山線脱線事故を起こしたときに、西日本さんから、どんなことが原因で起こったのかという安全性向上計画というのをまとめていただきまして、国土交通省に提出していただきました。そうしますと、安全最優先の意識が組織の隅々まで浸透するに至らなかった、コミュニケーションがほとんど行われなかった、JALも、安全が最優先であることを浸透させる経営の取組が不十分だったということで、私ども国土交通省、運輸省時代からも、このような大企業ですので、当然やっているんだと思ってしまっているところですが、やっていなかったということを申告があったということで、この制度が始まった次第

でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。それで、具体的にどういう制度かということでございますけれども、運輸事業者の立場、それから国土交通省の立場がございまして、基本的にこの制度は、運輸事業者の自主的な取組を前提としている制度でございます。真ん中に書いていますとおり、各事業法に基づき、安全統括管理者（役員以上）を選任していただく。それから、安全管理規程の作成をしていただく。これの義務づけを、このときに法律改正によって行いました。このもとで、経営トップのリーダーシップのもとで、自律的な安全管理体制を構築・運営していくんだということでございます。自らがいろいろな書類、また体制を組んで、もしくはいろいろな施策や取組をして、自らが安全管理体制をやっていくんだということでございます。

基本的にはこの制度はこれで完結すると言いたいところですがけれども、先ほどのヒューマンエラー事故防止検討委員会でも説明させていただいたとおり、そうは言っても、国土交通省、国が何らかのチェックを行う必要があるのではないかということで、下になりますけれども、私ども「評価」と呼んでおります。評価というのは、いい意味での評価ですね。いろいろな取組を事業者さんがされているということで、行きます。

右の写真のところにありますとおり、私どもの本省地方局の評価チームが事業者に行って、ヒアリング、経営トップ、社長インタビュー、また、専務インタビューとか、いろいろ行います。そのときに、安全管理体制の構築・運営状況や取組状況を確認して、評価、もしくは必要なことがあれば助言という形で、ミソは、これは監査ではありません。行政処分を伴うものではありませんで、まさに私どもの知見を活かして評価し、いい取組に対して評価し、もう少しこうすればいいんじゃないかというのは助言するというのが大きな仕組みでございます。

その下にあります、もう1つ、セミナー、シンポジウムの実施ということで、全国の運輸事業者を対象とした普及・啓発や、人材育成のための取組を促進するための取組をしております。

続きまして、10ページでございます。今のと同じですがけれども、具体的にはどのようなことを評価するのかというのは、左下の箱にありますが、①から⑭まで14項目について、いろいろ事業者さんが作っておられるということでもあります。経営トップの責務、安全方針、安全重点事項。いまさらと思われるかもしれませんがけれども、当時、安マネが18年に始まる前は、こういうのを作っていない会社というのがほとんどでして、改めてこういうのを作

ってもらったということで、もちろん、これを作るに当たりましては、中ほどに書いていますけれども、箱の中に「ガイドラインを参考に」とありまして、同時期に、法律の下に、私どもは検討委員会ということで、有識者の方々の意見を受けながらガイドラインを作りまして、そのもとにヒューマンエラー事故防止の取組をしていただくということでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページも今と同じようなことですが、具体的にどんな進め方かということで、右上の写真のような感じで進めております。向こう側が事業者の方々と、こちら側が私どもの本省運輸局の職員という形でインタビューをしていくんですけれども、事前に評価計画を策定しまして、評価に当たる上の方針というのを、私ども、個別の会社ごとに、行く前に策定いたします。実際に日にちを決めまして、評価ということで、こういう形で入ります。具体的には、大体2日間で実施して、事業者の本社へ行って、社長さん以下いろいろな方にインタビューをして、今の安全状況について確認をしていくという制度でございます。

大体1日目、2日目の日程というのが、ここに書いている模範例で、本当はもう少し長い例が多いんですけれども、朝から大体18時ぐらいまでずっといろいろな方にインタビューを1日目はやって、2日目はいろいろ書類の確認をするという形で、2日目の17時に評価終了で、また社長さんに来ていただいて、評価もしくは助言を行うという仕組みでございます。

それから、12ページでございますけれども、この運輸安全マネジメント制度ですが、それではどんな事業者を対象にしているのかということでありますけれども、鉄道と海運と航空につきましては、全ての事業者に対して義務づけをしておりますので、全ての事業者が、この管理体制を平成18年以降とっておられるということでございます。

自動車モードのうちの真ん中にある紫の部分、これは義務づけ対象外ということで、実はこの会社が約8万社ほどあるんですけれども、タクシー、トラック、バスの中小の会社でございまして、ここについては義務づけをしておりませんが、その代わりということで、先ほどもチラッと説明しましたけれども、運輸事業者が自主的に運輸安全マネジメント制度に参加することを促進するための措置ということで、インセンティブを付与でありますとか、セミナーを通じて普及・啓発を実施するというところでございます。

なお、バスのところを御覧いただきますと、令和3年度末までに全ての貸し切りバス事業者に対して評価を実施するというところで、貸し切りバスについては義務化しているという

ことでございます。

それから、続きまして、13ページですけれども、評価の目的、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、前回のレビューではデータが整備されておらず、十分な分析を行えなかった制度の政策効果について分析を行いたいと考えているということでございます。

続きまして、14ページでございますけれども、そこも先ほど説明いたしました。制度が運輸事業者の自主的な運輸安全管理体制の確立に貢献しているか、そして安全向上につながっているかどうかという視点から政策評価を行っていきたいと思っております。

15ページ、16ページについては、ここ最近の制度の効果ということで、事故件数の傾向を載せております。これは表のとおりですので、これについては説明を省略いたします。

それから、17ページでございますけれども、評価手法ということで、これまで培った各種データにより以下の分析を行うということございまして、①から③まで、まず安全マネジメント対象事業者の事故発生件数等を分析するというのと、自動車においては事故保険金支払いデータから見いだされる制度の効果分析、それから、運輸事業者におけるガイドラインに期待されている14項目の充足率及び運輸安全マネジメント評価実施後のアンケート結果から見いだされる安全に係る取組効果分析、また、④ではシンポジウム等々の取組事例の活用状況等、様々な取組による事業者への制度普及状況を分析したいと考えております。

また、それ以外に、第三者（リスクコンサル会社）としての評価手法ということで、第三者目線から運輸安全マネジメント制度について以下の分析を行っていただこうと思っております。また、データは提供するとともに、サンプリング調査を実施したいと思っております。

それから、次のページ、18ページですが、もう1つ、第三者の知見の活用ということで、私ども、運輸審議会に毎年度定期的に評価の状況というのを報告し、チェックしていただいているということでございます。

それから、19ページですけれども、そのチェックしていただいた中身ということですが、このような答申が出ているということで、これを制度に生かしているということでございます。

最後のページ、20ページですが、調査分析の方向性というところで、保険データを収集して、運輸事業者へのヒアリングなどを活用して分析するとともに、経年での制度浸透度合いを把握して、様々な角度から政策の効果検証を実施したいと思っております。

説明は、以上でございます。

【上山座長】 ありがとうございます。それでは、質疑、どなたからでもどうぞ。

【佐藤委員】 御説明、ありがとうございました。まず、2点ほど質問で、1点コメントになるんですが、1つ目はヒヤリハット、医療事故なんかは基本的にはヒヤリハットの積み重ねだということがよく知られているんですけども、こういうのをリアルタイムに把握する仕組みというのは、事業者の間で意外と普及しているものでしょうか。あるいは、重大事故があって初めて上に報告が行くという、そういう感じになっているんですかというのと、それから、もう1つは、例のスキーバスでしたか、あれで重大な事故が続いたことがありましたよね。労働環境の問題もあると思うんですが、安全マネジメントだけじゃなくて、労働環境とも相まってと思うんですが、それとの関係で、中小事業者は義務づけからは免除されているということですが、意外とこういう問題が大きいのは中小事業者のほうじゃないかという気がしたんですけども、必ずしもそうではないんでしょうかというのが質問です。

それから、もう1つ、コメントになるんですけども、うちの大学も人のことを言えないんですけども、こういう安全マネジメントって、やっても、何か管理部門がアライバイづくりを作って、現場では使えませんというのがよくあるガイドラインでありまして、果たして現場で使える仕組みになっているのかどうかという検証はどこまでされているのかとは思ったんですが、これは質問というよりはコメントになります。以上です。

【上山座長】 一問一答だと時間がなくなるので、ほかの方も一通り、御意見ある方は全部出してからということで、かいつまんで後で回答をお願いします。どうぞ。

【山本委員】 1点ですけども、これ、事故だと、一番重要なことですけども、警察署も事故報告書は書くので、ぜひそのデータも併せて分析していただきたいと思います。

【白山委員】 運輸安全マネジメントの、10ページですか、こういうことをやるときに、そもそもの安全管理に対する意識などの統制環境とか、それからそれに対する統制手続とか、ヒヤリハットみたいなリスク評価と、それから内部監査みたいなモニタリングと、それから、ここに書いてありますけれども、情報伝達とコミュニケーションと、それから先ほど佐藤先生もありましたけれども、例えばリスクなり事故なりにITがどの程度活用されているのかなどのITの活用状況などの内部統制の評価の観点ですけども、こういった観点からまとめたり整理をしたりということも必要であると思います。それと、第三者のリスクコンサルティング会社に分析を依頼するということをしていましたけれども、リスクコ

ンサルティング会社は、リスクマネジメントやリスク分析のフレームワークなどを、きちっと理解しているはずですので、その辺をよくよく、データの分析のみではなくて、実態の分析のところをどのような観点から把握するのかというところを、もう少しやってもらったやほうがいいような気がします。

【上山座長】 工藤先生。

【工藤委員】 ありがとうございます。私も今までの委員と幾つか、意見というか、コメントは一緒ですが、1点伺いたいのは、資料で、時間の関係で、参考資料だったか御説明にならなかった、29ページというところで、前回政策レビュー以降の動きで、先ほど佐藤委員もおっしゃっていた、例えば貸し切りバス、それから高速ツアーバス事故、軽井沢のスキーバス事故等々が前回レビュー以降にあるということですが、それに対して、当初からの今回のマネジメントと、その後起こっている新しいタイプの事故に対して、そもそもどういう対応をしてきたかというのが全体で見えないので、そういったことも含めて、かなり時間が長くなってきていますし、当然、その間に技術的な進化や、先ほど佐藤委員もおっしゃっていたように、労働環境の状況が変わってきたりとか、いろいろあると思うので、この辺はやや時系列的なところが抜けているような気がするのですが、コメントでもいいのですが、もし何か教えていただければ幸いなのと、評価のときには、そういう意味では、当初のものと、その後どうなったのかというところも必要なのかなというのは、2点目はコメントです。ありがとうございます。

【加藤委員】 ありがとうございます。10年以上にわたって定量的なデータが蓄積されてきているようですので、エビデンスベースドアプローチによりきっちり定量分析するべきだと考えます。その一方で、事故減少の詳細な因果メカニズムについては定量分析してもなかなかわからないケースが多いと思いますので、定性的でもよいので、運輸安全マネジメントのどの部分が効果的に事故減少につながったのかという因果関係について、丁寧な分析していただければと思います。以上です。

【上山座長】 では、私からも一言。この制度は「安マネ」と言われていて、役所が向この経営者に対してチェックを入れる。経営者はこのPDCAの流れを社内でやるという、2段構成になっている。さらにその先に、お金をかけるとか、あるいは人を配置するとか、あるいは場合によっては危ない路線をやめちゃうとか、具体的なアクションがある。評価するとき、その3段階のどこまで入るのかという問題がある。

極端な話、この法律を施行しただけで、もう3層目の危ない路線はやめてしまうみたいな

ところに影響を与えていることもある。しかし、1層目のところは役所がやるチェックだから、当然ちゃんとやっていると思う。2層目の、事業者がP D C Aの手続を回すというところも多分できていると思う。だから、1層目と2層目のところだけを見ていると、どっちも二重丸で終わっちゃう気がする。従って3層目のこれをきっかけに事業者が実際に10年間の間に何をしたのかというところのケーススタディーが必要。でないと本当のアウトカムはなかなか測定できないと思う。

究極のアウトカムは、今回データが出されているように、事故が実際減っているのが結構かなと思います。けれども、減る要因はいろいろある。新型車両を入れた、あるいはG D Pが下がったからとか、いろいろな要因で下がる。絶対数が下がったとか、あるいはもしかしたらキロ当たりが下がったというだけで、別にこの制度のおかげだということは言い切れない。なので、役所はやることをやった、それから経営者も多分やることをやったんだけど、その先に実際に何が起きたのかというところを、ある程度状況証拠的な収集でもいいので調べる。制度ができて初めての10年目のチェックなので、その後どんなことが波及効果としてあったのかということも、定性情報も含めて採取されるといいと思います。

残り時間、あまりありませんが、どういう方針で今後やられるか、簡単に御説明お願いします。

【内山運輸安全監理官】 今、座長もおっしゃったとおりでして、これ、広告宣伝しているわけでもありませんし、対外的に非常に分かりにくいんですね。でも、私どもの調査官が本省で22名いるんですけれども、実際行って見て、その現場の声というんですか、社長さんからこの制度ができていろいろ本当の生の声を聞いていますし、私どももそれを聞いて励みにして仕事をしていますし、実際問題、先ほど佐藤先生から質問ありましたヒヤリハットというのも、実は各社ごとに必ず、この体系では、義務ではないんですけれども、先ほどの14項目のうちにヒヤリハットという情報がございまして、見事に精緻にいろいろな統計も取っていますし、また分析もしているということで、この制度発足がきっかけになって非常に意識が高まってきたのは間違いないかなと思っています。

外的な指標で言いますと、先ほどのとおり、大きな事故というのは一番起こしてはならないと、私ども運輸安全を取りまとめる観点から考えておりまして、幸いなことに大きな事故というのは起きていない。ただし、例の軽井沢と、その前の関越道の事故がありましたということでございまして、それは最重要事で、これは起こしてはならない分野です。

貸し切りについて、さっき工藤先生からもありましたけれども、個別に時系列に並べてい

かなくちゃならないなと思っているわけですが、貸し切りについて言いますと、その事故の後、乗り合いバスとトラック、タクシーというのは、300両以上のみ義務だったんですけども、貸し切りについては全部の事業者、先ほど言いました従業員が5人しかいないところでも、このマネジメントシステムを導入させて作らせて、私どもチェックに行こうということで、今、順次、もう3分の2ほど終わっているんですけども、四千何百社の事業者を回って社長さんと面談をしてやっているということで、そういう時系列の取組をどんどん進めていきたいと思っております。

いずれにしても、私どもの指標は、事故がゼロになることはなかなか不可能だけれども、あのような大きな事故は絶対起こさないという意気込みで、私どもの担当官は日々いろいろ研修を受けて訓練して、社長さんにいいアイデアをもっと作ってもらって、今、鉄道なんかは5年に1回しか行けていませんけれども、5年後には前回と比べてどんな取組が進んだのかというのは、むしろ事業者さんのほうが、いろいろなお話、スピーチをされていて、取組が非常に思っている以上に皆さん熱心にやっただいていてということでございます。それは定性的にしか説明できない部分かと思っておりますけれども、そういう面で努めてやっていきたいなと思っております。以上でございます。

【上山座長】 ついでのリクエストですけれども、この制度ができたからか、あるいは大きな事故があったからか分かりませんが、その後、国交省が実際にお金かけたり、いろいろな事業で安全系の政策を充実させていると思うんですね。それに関しても、さっき工藤先生から時系列でという話がありましたけれども、周辺の政策もセットで並べて棚卸しをしていただくと、より立体的でいいんじゃないかと思えます。

【内山運輸安全監理官】 承知しました。

【上山座長】 ほか、さらにお気づきの点とかありますか。

【工藤委員】 今、上山座長がおっしゃっていたとおりですけれども、できれば、もし可能だと、アンケートとか、かなりデータはそろっているなというイメージを受けるんですが、恐らく事業者さんの側の気づきであるとか変化というのは、ある程度追跡してヒアリングをされるとか、そういうのもあってもいいのかなと思っていますので、全部平らにやるのは難しいと思いますので、業種を決めて、恐らく一番問題が多そうな自動車関係のところとか、何かそういうのをやると、定性的かもしれないんですけども、リアルな状況というのが分かるのかなと思うので、ぜひ御検討ください。

【内山運輸安全監理官】 承知いたしました。

【上山座長】 それでは、よろしいですか。どうもありがとうございました。

【内山運輸安全監理官】 ありがとうございます。

【上山座長】 では、続いて水資源政策、説明をお願いします。

【西口水資源政策課長】 水資源政策課長の西口と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。資料は31ページからでございます。

まず、32ページ、政策レビューの取組方針について、御説明をさせていただきます。今回の評価の目的でございますけれども、水資源政策、ソフト政策が、水資源部で行っている政策は多いのでございますけれども、前回、26年に評価を頂きました。その後の環境変化といたしまして、水循環基本法が成立、また、雨水の利用の推進に関する法律というのが議員立法でできてございます。これらに基づく施策をその後展開してきたわけでございますけれども、法律の施行から一定期間がたちましたので、それらの成果について一度レビューする必要があるかということで、今回、テーマ設定をさせていただきます。その中でも、特に評価の視点として、4点を中心に評価を行ってまいりたいと考えております。湧水、地下水、雨水、水源地域と、この4点でございます。この4点につきまして、次のページをもちまして、選定の理由と実績を改めて御説明をさせていただきます。

水資源の開発につきましては、水資源開発促進法に基づきまして、フルプランを作ることが主眼で、水資源開発施設の整備を行うということで行ってまいりまして、前回、そこを中心に評価を頂いたところでございます。

その後、右欄に参りますけれども、29年5月に国土審の答申を踏まえて、これまでの需要主導型からリスク管理型へ転換するべきということで、現在、各水系、6つの計画があるんですけれども、順次見直しに着手しておりますけれども、現在、計画の策定が終わっておりますのがまだ1つというところでございますので、まだ改めて評価をするには時期尚早だろうということで、前回評価でございました残りの点につきまして、今回、中心に評価を行ってまいりたいと書いてございます。水利用の合理化、地下水の利用と地盤沈下対策、雨水の利用の推進、水源地域の振興、以上でございます。

続きまして、34ページは、関連します法律について記載しているところでございます。

35ページにつきましては、現在の水資源、日本と世界とを見比べてみたときにどうかということで、年間降水量については世界平均よりも多いほうで、1人当たり換算しますと非常に少ないと。貯水量につきましても、首都圏につきましても海外に比べて非常に少ない

という状況でございます。

36ページ、水資源の利用状況でございますけれども、最近の節水等の社会経済状況を反映しまして、横ばいからやや減少傾向にあるというところでございます。

こうした中で、先ほど申しました37ページに参りますけれども、水資源開発計画を産業と人口の集積が多い水系につきまして順次策定して、先ほど申しましたように、現在、吉野川水系のみ昨年の4月に計画を改定したところで、ほかの地域につきましては順次改定を進めることにしているところでございます。

38ページでございますけれども、この水資源開発施設の整備につきまして国とともに取り組んでございます水資源機構につきましての概要も、参考としておつけしてございます。

こうした中、次、39ページでございますけれども、渇水の状況でございます。昨年は非常に東日本台風と水害の多い年という認識が一般的でございますけれども、実は春先までは全国で渇水が発生しているということで、去年で見ますと、14水系・15河川で取水制限等が行われておりますし、右側でございますけれども、30年を見ると、多いところでは8年以上と、頻繁に渇水が発生している状況は依然として続いているということです。

次、40ページでございますけれども、その背景といたしまして、異常少雨という年が徐々に増えてきている。また、全く雨の降らない日が増えてまいりまして、降水量が1ミリ以上ある日が減ってきていると。こういう傾向にございます。これらで、下でございますけれども、実際に取水制限、年によってでこぼこございますけれども、近年になっても、このように渇水が発生している状況は変わらないというところです。

次、41ページでございますけれども、先ほど来申し上げております水資源開発計画の見直しについてということで、需要主導型からリスク管理型への転換ということで、現在、全部変更に着手をしているところでございます。

次の42ページは、これまでに改定が終わりました吉野川水系について参考でつけてございますので、時間がございましたら御参照いただければと思います。

次に、43ページでございます。前回のレビュー以降の大きな動きということで、若干繰り返しになりますけれども、水循環基本法及び雨水の利用の推進に関する法律というのが、それぞれ議員立法でできてございます。水循環基本計画というものを27年の7月に、また、雨水の利用の推進に関する基本方針というものを27年の3月5に、それぞれ定めております。これらに基づきまして、これまでの取組をさらに強化するとともに、新たな施策の展

開を図っていくということで、最近5年間進めてきたところでございます。

次、44ページ、45ページにつきましては、水循環基本法の中身、あるいは水循環基本計画の概要について掲載しているものでございます。時間がございましたら御参照ください。

それから、46ページ、雨水の利用の推進に関する法律でございます。今回のテーマの一つとなっております。これにつきましては、左下になりますけれども、国が基本方針を策定すると。また、都道府県、市区町村につきましては、それぞれ都道府県方針、市町村計画を、義務ではないんですけれども作成するというたてつけになってございまして、各施策をそれらに基づいて実施していくというところで、雨水の利用によりまして水資源の有効活用を図るとともに、集中的な雨水の流出を抑制する目的でできたものでございます。

続きまして、最近5年間の主な取組について、それぞれの点について御説明申し上げます。まず、湧水につきましてはですけれども、「湧水対応タイムライン」というのを各地で作っていただきたいと考えてございまして、2行目ですけれども、「タイムライン作成のためのガイドライン」というものを昨年3月に公表したところでございます。現在、各流域において検討を進めていただくようお願いしてございまして、これまでに、令和2年3月、今年の3月、斐伊川水系におきまして、タイムラインの試行運用を開始したところでございます。

この内容のイメージでございますけれども、下にございますように、それぞれステークホルダーがございまして、行政等はどのような対応をとるべきか、また、施設を管理する、水を供給する側はどのような対応をとるべきか、あるいは住民等の使用する者はどのような対応をとるべきかというのが、湧水というのは徐々に厳しさが変わってまいりますので、それぞれについてどう対応するかというものをタイムラインにまとめることを推進しております。

次の48ページでございますけれども、延期になってしまいましたけれども、オリンピック・パラリンピックに向けてどのように水を確保していくのかという計画を、関係者で合意して作ったというところでございます。

続きまして、49ページ、地下水の保全と利用でございます。これまで、広域的に地盤沈下が激しい地域、具体的には関東と濃尾と築後・佐賀平野でございますけれども、これらにつきましては、地盤沈下防止等対策要綱というものを作りまして、それぞれ地下水採取の目標量を設定して、それに向けた取組を推進してきたところでございます。

また、次、50ページでございますけれども、地下水につきましては、先ほどは広域的な

話でしたけれども、地域性が非常に強うございます。ということで、地域の自治体、地方公共団体が主体となって、また関係者の合意を図ることによって、どのように地下水を保全し、また適正な利用を図っていくかというものを、地域の実情に応じて取り組んでいただく「地下水マネジメント」というものを推進してまいります。このため、2つ目の丸でございますけれども、「地下水マネジメントの手順書」というものを昨年公表し、自治体への普及を図っているところでございます。

次に、雨水でございます。51ページでございます。国や独立行政法人等につきましては、新たに施設を設置する場合は雨水の利用をするための施設を作るという目標を立ててございますけれども、原則、全ての建物に雨水利用施設を設置するというところで、これまで100%達成してきたところでございます。

このページの右下でございますけれども、地方公共団体等が整備する公共施設につきましても伸びてきているところでございますけれども、足元を見ると、若干減ってきているという現状です。

これにつきまして、普及・啓発の取組といたしまして……。

【上山座長】 時間なので、ここで打ち切っていいですか。

【西口水資源政策課長】 分かりました。

【上山座長】 質疑に入る前に、私から根本的な問題提起をしたいんですけども、このテーマ、水資源政策がレビューの対象ですよ。

【西口水資源政策課長】 はい。

【上山座長】 それで、この56ページを見ますと、前回レビュー以降にできた雨水の法律とか、あるいは最近の地下水の話とか、トピックスだけを4つ並べて評価対象にするとされているんですけども、水資源政策そのものの本丸の部分は評価対象とせず、その後できたこの種のトピックス、これだけを評価対象にすると。そういう意味でしょうか。

【西口水資源政策課長】 本丸と先生がおっしゃるのは、恐らくフルプランに基づく水資源開発施設の整備のことでよろしゅうございますか。

【上山座長】 そうですね。

【西口水資源政策課長】 だと理解しているんですけども。

【上山座長】 別の言い方をしますと、関係者が予算と人員を大部分割いている部分ですね。それをやらないということですか。

【西口水資源政策課長】 ええ。今回につきましては、先ほど冒頭申し上げましたように、

前回の評価を頂いてから国土審の答申を頂いて、需要主導型からリスク管理型に転換するというので、今まさに各地で計画のローリングを始めようというところで、まだ1個しか終わっていないという状況です。そういう状況ですので、今、評価をするのは時期尚早だろうと考えました。その本丸の部分については今回の評価からは外して、本丸とその他という言葉は、担当している者としては心苦しいんですけども、ほかの状況変化があった部分を中心にさせていただいたというのが理由でございます。

【上山座長】 資料で言うと41ページですか、我々の政策評価と、リスクマネジメント型にするという平成29年答申ですか、これは直接関係ないですよ。その後、こういうことも大事だということで、開発基本計画のあり方に関して、リスク管理を意識して改定しようということになったわけですよ。

【西口水資源政策課長】 はい。

【上山座長】 これ、本丸が大転換になったと言えるのでしょうか。リスク管理ってもともとあるテーマなので、たまたま政策の下にある基本計画を作るときの留意事項として、リスク管理というのを入れなさいというだけのことじゃないんですか。

【西口水資源政策課長】 先生がおっしゃるように、大転換というほど大かと言われると、あれですけども。

【上山座長】 だから、それが終わるのを待つというほどの話ではないと思うんです。もしこれが終わるのを待たなければいけないんだったら、そもそも本年度のレビューのテーマとして水資源政策は適していないと、そういう判断をするべきだと思うんです。あるいは、揚げ足取りみたいな言い方になりますが、なぜこのリスク管理型の開発計画がまだできていないのか、そのことを掘り下げること自体が、政策評価の対象になるんじゃないかと思うんです。なぜそんなに時間がかかるのか。それについてはいかがですか。

【西口水資源政策課長】 時間がかかることにつきましては、担当する側のマンパワー等の問題もありますけれども、29年に答申が出まして、それから各種のデータの整備とか、地域の方々のお考えをヒアリング等で聞いたりとか、国以外のステークホルダーの方々による取組状況とかというのをきちんと積み上げていかなければいけないということで、6地域同時並行に一遍に進めるのはなかなか困難な状況というのが実情でございます。地域ごとに順次改定を行っていくということで、2年後の平成31年に、ようやく四国の吉野川というところができたんですけども、その他につきましては、まだ関係自治体等との調整に着手しているところでございまして……。

【上山座長】 資料で言いますと、37ページの一覧表の部分ですよ。

【西口水資源政策課長】 はい。

【上山座長】 これが6か所。このうちの吉野川については改定したけれども、その他は、これは以前の改定が平成18年とか20年とかですよ。

【西口水資源政策課長】 はい。

【上山座長】 でも、一部変更は、ちょっとはされていますよね。平成30年ぐらいにね。これをさらに大きく変更する作業を、今、やっている最中だということですか。

【西口水資源政策課長】 最中です。

【上山座長】 であれば、その経過報告をしていただくのが本丸の政策評価だろうと思うんですけども。あるいは今年やるべきテーマではないのかもしれないですね。これは事務局と調整が必要だと思うので、この議論はここで1回終わりたいと思います。その上で、今の御説明に対する皆さんの御意見ですね。最後のページの雨水とか、原局がやりたいとおっしゃっている部分に関して、今日の説明を前提として、雨水とか地下水とか、この「水の里応援プロジェクト」とか、56ページを参照しながら、これをもしやるとしたらどうだという辺りも含めて、ほかの委員の御意見も聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【田辺委員】 上山座長が言ったように、全体像が見えないというのが素直な感想で、ありていに申し上げると、この56ページに並んでいる4つが全然別個のものとして並んじゃって、どうするのというのが1つです。

それから、大きなところは、恐らく河川整備その他のところを含めて水資源の管理のところまで追っていくとなると、それはハードなところということになるんだろうと思いますけれども、今回のレビューの中では、ソフト面を入れ込んでどうする、何ができるということを書いてあるので、そのソフトの部分というのはどういう全体像。この個別のところは何となく分かるんですけども、どういう取組で、どういう連関でもってやっているのかというのを示していただかないと、何やっているのところが見えないという、どういう体系でもってソフトのところをやっているというところが見えづらいので、そのところは詰めていただきたいなというのが素直な感想です。

あと、もう1つは、ソフトのところ、取組状況という言葉の評価のところ、使っているんですけども、取組状況をやると、必ず取組のこっちはプランはあるけれども、進んでいる、進んでいないというだけの話になるので、それ自体は評価としては進行管理だけのところを見ちゃうことになるので、もう少しその部分、ソフトで取組ではあるんですけども、

その結果どうなった、どうなっていないというところを含めて、何か情報を結びつけるような評価のプログラム、デザインというのを考えていただいたほうがいいかなと思っております。以上です。

【工藤委員】 最初に上山座長がおっしゃっていたところと私も問題意識は一緒ですが、タイトルは水資源政策であるんですけども、実際にはかなり細かい一部についてのそれぞれの進捗状況をレビューするみたいな形なのかなと一応は理解したんですが、だとしても、基本計画のフルプランはあまり正面から議論せずに、さらにそれをブレイクダウンして一部だけを見ていくというのは、水資源政策全体の政策評価にはなっていないような気がしました。これもコメントです。

1つ伺いたいのは、今、水資源関係の契約を、私、契約の委員に入っているので、いろいろやられている政策を見る機会が増えまして、それで拝見していると、今日の話というのは、タイトルは水資源政策ですが、かつ、水資源開発基本計画の中身は、用途別の需要の見通し及び供給の目標、②が供給の目標と、これは37ページに書いてあるとおりで思いますが、実際には水資源の問題って供給だけじゃないですよ。今、多分、やられている仕事の中で非常に重要なのは、逆に水害をどう、それこそリスクマネジメントするか、それから、異常気象とかに伴って、今日は渇水とか水が少ないという表現が多かったんですが、短期間に過去にないような降水量があるとか、それによって水害がこの数年増えているとか、そういうお話をよく聞くんですね。

なので、それに対する対応というのを随分いろいろやられているようですが、今日の話は、供給側だけとはいえ、よくよく見ると、ページがすぐに出なくて申しわけないんですが、施設の整備とか出てくるわけですけども、41ページ、既存施設の活用とかというのは、単に水の安定供給だけではなくて、こういった水害対策とかも当然入ってくるわけで、そういう意味で、全体的な政策が私も見えないというか、見にくいというのがあるので、その辺は整理していただいたほうがいいのかなという気がしました。以上です。

【佐藤委員】 御説明、ありがとうございます。私も全体像が見えないなというのは、つまり、この政策の中における大臣、国交省さんの立ち位置がよく分からないというのは、例えば地下水に関して言うと環境省の問題でもありますし、水は使うとすれば、浄水事業であれば、これは厚労省さんの管轄でもあります。工業用水であれば、まさに経産省ですよ。ですので、全体の中で国交省さんの立ち位置ってどこにあるのかなということと、それから、確かに水が足りないとは言いますが、今はむしろ節水も進んでいますし、人口も減る

ので、これから水道水に対する需要ってどれぐらい高まるのかということを見ると、東京は確かに人口当たりで見ると貯水量が足りないとはいえますけれども、果たしてそこが本当に今後大きな問題であるのかどうかというのはよく分からないなという。むしろ最近の話題は、先ほどから御指摘があるとおり、災害でありまして、水が少ないよりは、急に多くなる。少ないのも困りますけれども、急に多くなっても困るわけじゃないですか。

だから、そういう点において、例えばリスクマネジメントということになってくると、例えば森林の話も出てくるわけですね。つまり、森を守らないと、なかなか森の中で水は吸収できないので。したがって、もっと話が広がってくると思うんですけども、何かそのわりには、取り上げている事業が、えらい小粒と言うと申しわけないけれども、何か細かいかなと思いましたが、最後の応援プログラム、地元の応援は、気持ちは分らないんですが、多分、評価するといろいろなケチがつくような気もするし、やるなどは言わないけれども、やっても何というものでもないですね。だから、気持ちの問題でしかないのですから、この辺り、果たして評価するに値するかどうかというのは疑問かなとは思いました。以上です。

【上山座長】 ほかの方、ありますか。

それでは、これ、評価対象を根本的にどうするかという大きな問題があるので、評価官いかがですか。

【日向政策評価官】 事務局、政策評価官の日向でございます。いろいろ、座長、工藤先生や委員の皆様から頂いて、そもそも評価対象をどうするかというところ、そのフレームの設定については、この後、座長、また担当課長とも、キックオフの立ち位置をよく整理させていただきたいと思えます。

【上山座長】 それでは、そういうことで、事務局扱いということで本件は今後整理をしたいと思えます。佐藤さんがおっしゃったとおり、これは国交省の枠を越える部分もあって、非常に幅が広い。それから、組織のいろいろな都合もあって、かなり間口が広くなっちゃっているとは思えます。かといって、あまり狭く絞り過ぎると今年のタイトルから大きく乖離してしまうので、その辺りをうまく調整していただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

【西口水資源政策課長】 どうもありがとうございました。

【上山座長】 それでは、次、住生活基本計画、お願いします。

【三浦住宅政策課長】 住宅政策課長の三浦と申します。本レビューは、昨年、既存住宅

の流通について大変御貴重な御意見を賜りまして、無事、評価書をまとめることができました。この場をかりて厚く御礼申し上げます。今年は住生活基本計画についての評価ということで、引き続きよろしく願いいたします。

資料ですが、58ページは、これが取組方針の全体像ということでございますので、以下、個別につきまして説明いたします。

59ページは対象政策の概要で、これは住宅政策の法体系ですが、住宅政策は、戦後の住宅不足や大都市への人口集中に対応するため、まず量的な充足が非常に重要な政策課題でございましたので、資料にありますとおり、昭和41年に住宅建設計画法を策定しまして、簡単に言いますと、量的に国が何万戸作っていこうという目標を定めたものですが、その後、量的な充足はほぼ達成されてきたような状況でございまして、平成18年に住生活基本法を制定いたしました。これは政策上、量から質への転換を図り、今までの量的な目標を追いかけるのではなくて、アウトカムを重視した国民の住生活の充実を図っていこうということで、政策の体系の転換が図られたということでございます。以下、5年おきに、今回のレビュー対象となります基本計画を策定している状況でございます。

次の60ページをお願いいたします。60ページは評価の目的・必要性ということでございますが、真ん中のところに「現行計画の見直し」という欄があり、これが住生活基本法に基づく住生活基本計画のスキームでございます。計画自体は10年間ですが、10年間は社会情勢の変化等大きいこともございますので、これまで、政策評価とか社会情勢の変化を踏まえて、5年ごとに見直しを行ってきているということでございます。最初の計画は平成18年ですので、現在は3代目の計画の4年目の年に当たるという位置づけでございます。

一番下、政策評価の目的・必要性ですが、今、申し上げましたように、今の計画は来年の3月に一応の区切りを迎えますので、次の第4世代の計画策定に向けまして、現在、議論を行っているところですが、現行計画で定める目標に対する政策の進捗状況とか課題等の評価・分析を行うことによりまして、この住生活の目標でもあります国民の皆様の住生活の安定の確保及び向上に寄与することを目的としたいということでございます。

次のページ、61ページをお願いいたします。「評価の視点」とありますが、これは現在の住生活基本計画の全体像を1枚に落としたもので、特に中段以降の色のついているページが全体構成ということになりますけれども、色が緑とピンクとオレンジで色分けしてございますが、現在の住生活基本計画というのは緑、これが居住者の視点、人から見た住宅はどうあるべきだろうかという視点。それから、真ん中が住宅ストック、これは今ある住宅の

質の向上というのをどうやって図っていったらいいだろうかという視点。それから、右端のオレンジ色は、もう少し広い視野で、産業とか地域とか、あるいはビジネスとか、まちづくり、安全性といったところから住生活の向上を図っていくべきだろうという視点。この3つの大きな目標によって構成されております。それぞれの部分につきましては、例えば緑ですと、人といても、お子さん、子育て世帯もいらっしゃいますし、高齢者の方々もいらっしゃいますし、あるいは、所得が低くて満足な住宅が確保できない方もいらっしゃいますので、それぞれの方に応じた施策というものを設定しております、それを測定するためのアウトカムを、これはまた後で触れますが、設定しているということでございます。ピンクも同様に、例えば省エネ性の高い住宅とか、長持ちする住宅とか、あるいは、既存住宅市場について流通をもっと活性化していこうという話もありますし、空き家の対策・抑制といった視点も盛り込んでいるということでございます。

次のページ、62ページですが、今の3つの視点、居住者、ストック、産業・地域という視点に基づきまして、それぞれ現行の法制度、例えば高齢者の住宅を確保する法律とか、住宅にお困りの方をできるだけ安定した賃貸住宅に入居を促すような法律でございまして、それを実現するために国でも予算を確保しておりますし、いろいろな交付金とか補助制度を毎年充実させていながら、政策目的の達成に向けて、今、努めているということでございます。ピンクも同様でございまして、耐震改修を促す法律とか、省エネ制度の向上を図る法律、こういった法整備をこれまで整備してまいりまして、その裏づけとなる予算ということについても充実に努めてきているという状況でございます。

それから、次のページ、63ページで、「評価手法」とありますが、これも同様に、今までのカテゴリー、緑とピンクとオレンジに、それぞれの計画に基づきまして、施策は今の前のページで説明したようなことをやることによって、どれぐらいのアウトカムが達成できているのかということ、字が小さくて恐縮でございますけれども、①から⑱まで、これが現行の計画に位置づけられたアウトカム指標ですが、目標年次が10年計画ですので、例えばR7、令和7年度までに、例えば子育て世帯の方の住宅の面積をできるだけ広げていこうとか、それから、高齢者向け住宅の割合というのを増やしていこう、こういったことを設定いたしまして、これの達成状況がどうかということをチェックアップしながら、また次の計画に活かしていこうという体系になってございまして、まさに今、これが進行しているということでございます。詳細は割愛いたしますが、この①から⑱のアウトカム目標を達成するための効果的な政策の推進が、評価の対象になるものと考えてございます。

次は64ページをお願いいたします。「政策への反映の方向」とありますがかみ砕いて考えますと、左端の①、目標の達成状況、これは先ほど申しました①から⑱までの数字がついている成果指標というものを設定して、これがどれぐらい今、進捗状況にあるのかということとを定量的に分析していきたいということでございます。

それから、真ん中、②でございますけれども、今の①を踏まえて、進捗状況・効果を分析して、足りないもの、これも進捗が順調なものや努力が必要なもの、いろいろ混ざっておりますので、そうしたことについて原因分析をして課題抽出していきたいということでございます。

それから、右端の③の指標の設定ということで、これは当然、計画の見直しを今行っているところでございますので、指標についても、当然継続して残すべきもの、あるいは時代の状況の変化に応じて入れ換えをしたり新しく設定していくものというのがあるかと思っておりますので、こうしたものも分析して設定していきたいと考えております。

最後、65ページですが、これが「検討状況・第三者の知見の活用」ということでございまして、今の住宅の見直しにつきまして、社会資本整備審議会の住宅宅地分科会で委員が任命されておりました、東京工業大学の中井先生に委員長をお願いいたしまして、以下、臨時委員の方を入れて総勢34名のメンバーで分科会を運営している最中ということでございます。

次、66ページですが、これは記述が多くて恐縮ですが、この資料はこの分科会の中で貴重な意見を頂き、我々で編集しながら、こういう論点があるのではないかとということを経験したもので一つ一つは割愛させていただきますけれども、先ほどの3つの視点のカテゴリーに沿いまして、例えば66ページの下段ですと、「居住者からの視点」ということで、要は人から見た住宅ということで、子育て世帯の方、単身の高齢者の方、あるいは外国人の方とか、あるいは新しいサービスも出てまいりますので、そうしたことを住宅にどう位置づけるかという議論を、今、まさに行っていただいている最中ということでございます。

次、67ページですが、同様に、(3)、これはさっきの2つ目のピンク色の柱の部分でございまして、ストックの視点と、耐震性や省エネ、バリアフリーといった住宅の質の向上を図るために、どういう政策が必要だろうかという話とか、空き家の対策、あるいは既存住宅市場を活性化するための対策とか、それから、近年、マンション対策も求められておりますので、そうしたことを個別の論点として盛り込みながら、現在、御議論を頂いているということでございます。産業・新技術やまちづくり等々についても、非常に幅広い観点から御議

論を頂いているということになります。

最後、68ページになりますが、今の分科会の審議状況につきまして、スケジュールをまとめてみたものでございます。昨年の9月から本格的に議論を開始しまして、ほぼ月1ぐらいのペースでやってございます。新型コロナで少し間が空きましたが、先週久々に再開しまして、これまで7回ほど開催実績がございまして、今後も精力的に議論を積み重ねていまして、来年の3月ぐらいには、これは政府の計画でございまして、閣議決定してまいりたいと考えてございます。

以下は参考でございましてけれども、次の69ページだけ御覧いただければと思いますけれども、次は、先ほどの成果指標、①から⑩までであると申しましたのを、策定時の数字と目標の数字と、それから最新値という進捗状況の数字が分かるように、一覧でお示ししてございますので、議論の御参考にしていただければと考えてございます。

以下、各政策の概要をポンチ絵にしたものでございまして、割愛させていただきたいと思っております。私の説明は以上でございまして。どうもありがとうございました。

【上山座長】 どうもありがとうございました。それでは、委員から適宜、質疑お願いします。

【田辺委員】 簡単なコメントでございまして。基本的にはこれ、住生活基本計画というのの見直しが行われるので、それに合わせて今までやってきたことをまとめて、次どうするかに関する情報を出していきたいというのが評価の基本的な目的だと思っております。それを考えたときに、幾つかやらなきゃいけないことがあって、1つは、ここの立てた目標に対してどのぐらい進捗しているのかというのを見るというのは、そのとおりだろうと思っております。ただ、見直しですので、進んでいないところの尻をひっぱたくというだけじゃなくて、全体のプライオリティーがもしかしたら変わってきているかもしれない。特に61ページのところで書いてある「現状と今後10年の課題」というのは、これはもうかなりいい線をついているなと思うんですけども、それがさらに進んだときに、今の目標の1から8までというもの、それから、その下についている指標というのが、対策として合致しているものなのかということが分からなくて、簡単に言うと、この基本計画の進行だけ見ていくと、ずれが見えない。変わってきたのに、ここの計画でこんなになっているよ、だから直さなきゃといったときに、直さなきゃのところの対比するものがどうも見えていない気がいたします。

簡単に言うと、住民、それから、ここのところで言うと、例えば居住者の視点というところ

ろだと、若年、それから高齢者、それから配慮を必要とするという人ですけれども、ありていに申し上げて、一番マジョリティーな、配慮を必要としていない、現に住んでいる勤労世帯とか、そこなしで議論していいのとか、いろいろ感じるところはあるので、ニーズ自体の変化みたいなところを一回押さえておいて、それでこの目標と合致しているかどうかみたいなところのチェックができるような仕掛けというのを何か入れていただかないと、結局、進展した、進展していない、これをもうちょっと頑張れという形になってしまうような気がするので、それは見直しということではないような気がいたしますので、それができるような評価フレームというほうが、ニーズの変化自体を捕まえて、それでこの目標が合っているかという、ずれが見えるような仕掛けをどこかで入れていただきたいなと思っています。

【佐藤委員】 この間、私も既存住宅の流通市場の活性化についての政策レビューを担当させていただいたんですが、住宅に関しては、かなり指標とか、あるいは計画全体は非常にクリアなので、これはこれで一つありかなとは思うんですけれども、ただ、今回、何点かコメントを申し上げると、居住者からの視点というのも大事ですけれども、もう1つは生産者の側。というのは、最近、再開発も増えていきますし、逆に言うと、住宅の乱開発が起きると、今度は将来的に見ると、住宅の過剰供給になりますので、途中、どこかで住宅に資産価値を持たせるという話がありますけれども、過剰供給の状況ではとても資産価値なんて持てるわけがないので、したがって、生産者側、事業者側に対して何らかのアプローチをする必要はないんですかということ。

それが1つありますのと、それから、今、全体的にシェアリングエコノミーの関係でいくと、所有から利用へという観点です。これは多分、家を持つことを前提に、全て考えていらっしゃる。建て替えとか、いろいろなことができる。リフォームとか建て替えというのは要するに住宅を持っていることが前提ですけれども、これからはむしろ住み替えの時代になってくるかもしれないということを見ると、果たして「所有から利用へ」という転換がもしこれから進むとしたときに、さてと。こういう基本計画というのはどういう立ち位置になるのかなという、先を見た視点があっていいかなというのと、あと、既存住宅の話でさんざん出たのは、どうせ流通しないのという、市場が活性化しないという、ボトルネックというのを検証していくという、それは既存住宅以外の部分でもそうだと思うんですが、ボトルネックは何かということ把握していく必要があるかなと思います。

特に目下の課題は、空き家問題と老朽化マンションの話がありますよね。あまり明るい話ばかりじゃなくて。この空き家利活用とか老朽化マンションの建て替えとか、もともと管理

組合が積立金十分じゃなかったとか、持ち逃げしちゃったとか、いろいろありますよね。なので、この辺の目下の課題のところでは問題解決を阻害しているボトルネックは何かということ洗い出していくという、そういうことがあっていいかとは思いました。以上です。

【白山委員】 そんなに大きな問題ではないのですけれども、スケジュールの問題で、当政策評価会の評価のスケジュールと、それから、こちらの分科会ですか、そちらと、両方をにらみながらいろいろやっていかなければいけないと思うので、その辺のスケジュール管理について、政策評価会で言ったことについての反映の方法や、向こうの分科会で言ったことがこちらにフィードバックされていないとか、その辺は注意をしていただきたいと思えます。

【加藤委員】 2つあります。1つは、昨今の新型コロナウイルス蔓延のため、多くの方にとって家で仕事する機会が増えました。実は住宅環境が仕事をする上で極めて重要だということを再認識し始めた時期だと思うので、もうすでに議論されているのかもしれませんが、あるべき住生活についてこうした最新の状況を踏まえつつ検討していただきたいです。

もう1つは、住宅を誰の視点から見るとかというときに、投資家の視点があまりないという印象を持ちました。日本の住宅は一時期、少なくとも海外の投資家から注目を浴びていた時代もありました。現在では魅力が低くなっているのかもしれませんが、魅力的な住宅環境を作るということは、住宅市場を外部から見たときに投資家から見ても魅力的なことだと思いますので、そういう観点からも、検討したらいかがかと思いました。以上です。

【上山座長】 ほかはいかがですか。どうぞ。

【工藤委員】 皆さんと同じようなことには若干なるんですが、この分野はデータもかなり充実していて、評価の指標であるとかデータも充実しているようなので、計画の進捗チェックとしては非常に完成度が高いのではないかなと、まず思いました。

ただ、私も実は先ほど白山委員がおっしゃったことと似ているんですが、68ページのこの分科会での取りまとめの状況を見ると、一応、案が取りまとめられるのが、今後の状況ですよね、これを見ていると、大丈夫なのかなという気は本当にしまして、要するに何かお互いに無駄なことをやるようにならないようにしないといけないのかなと思っています。

それと、それとも若干関係しているんですが、恐らく先ほど佐藤委員がおっしゃった産業サイドの問題というのは、この61ページで言うと目標の7のところには何か少しないわけじゃないんだろうと思うんですけれども、実はこの分科会では議論するよと言っている都

市計画、まちづくりの視点というのは、ほかから見ると少ないのかなという気がしています。座長さんが中井先生で、都市計画バリバリの人だから、住宅政策というよりは都市計画の人なので、もっと何か、ただ、具体的な目標であるとか文言になっているところは少ないような気がしていて、これがだから今後増える部分なのかなとも思うんですが、だとすると、まして過去の進捗管理みたいなのをこっちでやっても、何を新しく追加するのかとかという議論も、ある意味では両にらみみたいにやる必要があるのかなという、最後は感想です。以上です。

【上山座長】 では、私からも。これ、確かに悩ましいですよ。スケジュール上ももう1個の作業と重なっているし、あと、一応、この基本計画そのものなので、さっき水資源のときに本丸とか言いましたけれども、本丸のチェックをある程度せざるを得ないと思うんですね。それをやる体制もデータも十分そろっているのに、そのこと自体はそんなに難しいことじゃないと思うんですが、さっきの御説明の最後のページかな、69ページ、これ見ると、目標値と最新値の間にすごいギャップがあるんですよ。だから我々がもし何か結論めいたことを言うとしたら、「現実的な目標を立ててください」というだけで終わりになる。本丸の部分についてはそうなっちゃうと思うんですけども、目標値の立て方みたいなどころ、ここはひょっとすると、ここの委員会が貢献できるところかもしれない、例えば人口構成が高齢化しているから、もう頑張らなくていいんですとか、あるいは、GDPと比べてこれぐらいのボリュームのストックというのは過小評価じゃないでしょうかとか。あるいは金融との関係とか、もうちょっと住宅というものを資産として捉えたり、あるいは住環境全体の中での住宅の位置づけだとか、この69ページの表自体をある意味で再構築するとか、そういう何か並走して入るスタディー的なことをやったほうがいいのかなと思うんですね。

だから、この69ページが一応本筋だと思うんですね。で、目標値がどうなのという議論はせざるを得ないと。達成していないからいい、悪いという議論ではなく、なぜこのような目標値になってしまうのかという辺り、ここを考えてもらうような作業を今回こっちからやると、次の目標値が現実的になるといいますか、そういう気がするんですけども、あとは、そもそもここに書いてある成果指標以外のことがもしかすると重要ではないかと。それを決めるのは、いろいろな体制作って、ほかの委員の方、プロの方いっぱいおられるので、そこで議論いただければいいと思うんですけども、我々は我々なりに、さっき申し上げたGDP、人口トレンド、海外比較とかから見ていくと、この種の指標は狭過ぎると。これは、

木造の古い家ばかりの日本を何とかしようという目線がここにあって、その延長線上という感じがすごくするんですね。そういう意味で言うと、この指標の体系自体の発想を変えてみたらどうかみたいな話をやってみる手はあるかもしれない。

いずれにせよ、いろいろなプロも動員してやられているので、そっちと重なるようなことをやってもしょうがないので、ここは事務局も入って交通整理がやや必要ですね。だけど、本丸からずれない。本丸のところの微修正みたいな、枠組みの微修正みたいなところは、もしこっちでできればいいかなと思うんですね。

そういう意味で、62ページに「居住者からの視点」「ストックからの視点」「産業・地域からの視点」と書いてありますけれども、これは悪くないんだけど、もうちょっとメリハリ効くんだろうと思うんですね。金融という言葉がないし、それから、リモートワークみたいな言葉もないし、それから、居住者のところに高齢者という視点もないし、子育てという言葉も。中にはチラチラ入っているんですけどね。だけど、何かこういう3つのざっくりした切り方というのが、ひょっとするともはや当たり前過ぎて、世の中が追いついてきちゃって、これを何かもうちょっといじったりすると、さっきの指標の体系がもうちょっとセクシーになるのではないかという、そんな感じですね。

だから、我々もあまり言い過ぎたりやり過ぎたりしてはいけないという、自戒の念を込めながらいろいろなことを言いましたけれども、事務局で交通整理をこれもお願いしたいと思います。

【日向政策評価官】 先ほどの水資源と同様ですね。座長、そして担当課長とともに、調整をさせていただきたいと思います。

【上山座長】 その上で、最後にお聞きしておきたいんですけれども、次の計画の目玉といますか、方向性というか、それは原局ではどういうところを考えておられるんですか。

【三浦住宅政策課長】 いろいろ貴重な御意見、ありがとうございます。最初に質問ということで、最後の座長の御質問に答えますと、今、有識者の方からご意見が出ていますのは、新しい働き方に対応した住宅というあり方についても、今回、新型コロナウイルスによって大きく変わっていくんじゃないかという問題意識を頂いております。先週の分科会でも、そういうような御意見を頂いておりました。ただ、これは新しい知見という世界でございますので、今年、夏以降、そういった面についての議論をしっかり行っていきたいと考えております。

それから、住宅というのは単に住むだけじゃない、いい家があるだけじゃなくて、人の暮

らしとか地域とかつながりといった面が住生活の価値の向上につながるんじゃないかという意見も、昨年以来から頂いておりまして、そうした面についても、スポットライトを当てていきたいと考えております。

それから、災害とかまちづくりとか、他分野との連携強化ということも、今も計画では記載されていますが、今、工藤委員からご指摘がありましたように、もう少し充実させていこうという話も出ており、最近、大きな災害もありましたし、我々も問題意識を持っておりますので、そうした新しい行政ニーズや課題というものをしっかり踏まえて、さらに充実させていきたいと考えているところでございます。

【上山座長】 ありがとうございます。それでは、時間がないので、本件はここまでということで。

【三浦住宅政策課長】 ありがとうございます。

【上山座長】 次、北海道総合開発計画中間点検、御説明をお願いします。

【石塚参事官】 はじめまして。北海道局で参事官をしております石塚と申します。資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

85ページをお開きいただきたいと思います。今般のテーマにつきましては、北海道総合開発計画の中間点検ということでございます。先立ちまして、北海道開発行政の仕組みを御説明したいと思います。北海道開発法に基づきまして、北海道の資源・特性を生かして、その時々のが我が国の課題解決に貢献することなどを目的に、北海道総合開発計画を策定するというスキームになってございます。

具体的には86ページを御覧いただきたいと思います。左に国土交通省というところがございますけれども、北海道局におきまして、北海道開発に係る政策の企画・立案・推進ということになりますけれども、各関係局と調整し、北海道総合開発計画の案を作成しまして、国土交通大臣が国土審議会長に諮問し、国土審議会の下に設置された北海道開発分科会における調査審議を経た後に、国土審議会長から国土交通大臣への答申を受け閣議決定されるという流れになってございます。

その後、施策・取組を実施するということになりますけれども、事業執行につきましては、国土交通省所管の事業のほか、農林水産省、厚生労働省の水道事業、環境省の廃棄物事業等々、それらの事業につきましても予算を一括計上しまして、北海道局におきまして予算要求をします。その後、それらの予算を各省庁に配分しまして、例えば、農林水産省から右側にあります北海道森林管理局、あるいは、各省庁から地方公共団体へ配分されます。また、

国土交通省所管の事業に加え、一部農林水産省から北海道開発局に予算が配分される事業につきましても、北海道開発局が実施するというスキームで事業展開しているところでございます。開発局の出先機関としましては、北海道の10の箇所が開発建設部が設置されておりまして、そちらが事業を執行しているという状況になってございます。

87ページを御覧いただきたいと思います。前回政策レビュー以後の動きでございます。前回、25年の3月に政策レビューを行いました。その際、政策の反映の方向につきましては2点御指示がありました。計画の目指す方向について、残る第7期の計画期間も堅持すべきと。それとあわせまして、以下、丸1から5までありますけれども、それらの分野を中心に施策の充実・強化を図るべしということで、第7期計画の期間、それらの施策を推進するとともに、右に主に1から6を例示しておりますけれども、政策レビュー以後の大きな状況の変化も踏まえつつ、27年1月に新たな第8期の北海道総合開発計画の策定について国土審議会に諮問しました。最終的には28年3月に第8期北海道総合開発計画が閣議決定されたという運びになっております。

そのときに、黄色く囲ってある下のところに注釈が書いておりますけれども、国土審議会議長から答申いただいた際に、数値目標を設定して進捗を管理するという御指示もありまして、今般、第8期計画の新たな取組として数値目標が設定されているということでございます。

第8期計画の中身でございますけれども、先に89ページを御覧いただきたいと思えます。北海道の人口と食・観光というところがございます。北海道の人口ですが、青色が全国の人口の推移で、赤色が北海道の人口の推移ですけれども、おおむね全国に比べまして10年前倒しの形で減少が進んでいるということや、北海道の高齢化率が緑の線で、黄色が全国の高齢化率になりますけれども、高齢化につきましても、全国よりほぼ10年早く進展しています。北海道では少子高齢化・人口減少ということが全国に10年先立って顕在化しているという状況。

その一方で、食と観光ということでございますけれども、農業産出額が右の上に乗ってございます。29年度時点で1兆2,700億円ぐらいの規模ですけれども、これにつきましては、22年以降、ずっと伸びてきているということとあわせまして、全国シェアも伸びており、食という部分につきましては全国に貢献している北海道という位置づけがあります。さらには、北海道観光、インバウンドの観光になりますけれども、非常に高い伸びを示しているということで、平成27年の計画策定時の190万人に対して、平成30年の時点で

298万人ということになります。

それらを踏まえまして、第8期計画のポイントとしましては、北海道の強みである食と観光を戦略的産業と位置づけまして、その食と観光を担う生産空間、後ほど生産空間の概念を御説明しますが、これらを支える世界水準の価値創造空間を作っていくということが、第8期計画のポイントになってございます。

戻りますが、88ページを御覧いただきたいと思います。3つの目標を設定しております。「人が輝く地域社会」「世界に目を向けた産業」「強靱で持続可能な国土」と、この3つの目標に対しまして、施策を3つ張りつけてあります。その下に、さらに重点施策ということで、例えば「人が輝く地域社会の形成」でいきますと、①北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進という施策等を張りつけているという形となっています。

その上で、右にありますけれども、この第8期計画につきましては、PDCAサイクルで進行管理をするということとあわせまして、計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検をするということが本文に書かれてございます。その上で、今般、中間点検という作業もしているところでございます。

ただ、中間点検を進めるに当たりまして、赤の破線で囲っているところがございます。第8期計画を策定するとき、先ほど申し上げました「本格的な人口減少時代の到来・高齢化の進展」という課題認識、あるいは「グローバル化の更なる進展」と「大規模災害の切迫等」、この3つの大きな課題が進行しているということとあわせまして、第8期計画が閣議決定した28年3月のすぐ後ですけれども、28年8月に北海道で初めて台風が4つ上陸・接近し、非常に大きな被害が出たということ、30年9月には北海道で初めての震度7という北海道胆振東部地震が発生し、ブラックアウトとあわせまして、非常に大きな被害が出たという流れの中で、今般、それらを踏まえて中間点検を進めていくということです。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響というのが現在進行形で出ている状況でございます。そこをどのように中間点検の中で踏まえればいいのかというところを、今、北海道開発分科会とも御相談しながら、6月15日に第5回目の計画推進部会が開かれますけれども、議論することになってございます。

続きまして、90ページでございます。北海道型地域構造の保持・形成ということでございまして、生産空間につきましては、北海道、左に北海道地図が載っております。色の濃いところが漁業や農業が非常に強いところになりますけれども、そういう空間が広がっているということで、北海道版コンパクト+ネットワークという思想を入れまして、生産空間

とそれぞれの中心市街地等をネットワークで結びながら、住み続けられるような環境を作っていこうという思想でございます。

91ページが食の関係でございます。食の関係につきましては、非常に強みであるところをさらに伸ばしていこうということで、イノベーションによる農林水産業の振興や、高付加価値化の事業ということを総合的に展開するとか、あるいは食の海外展開について進めていこうということでございます。

92ページが観光のところでございますけれども、92ページ左のところに、インバウンドの観光客の伸びを30年度まで記載してございます。非常に伸びが高い一方で、道央圏に観光が集中しているという状況と、客室稼働率が4月に非常に落ちて、季節の偏差が激しい状況にありまして、そこを解消していこうという施策等をこの中で説明してございます。

93ページが強靱化の関係でございます。気候変動への更なる取組とか、地震・津波被害への対応ということ、それと北海道ならではの冬期の災害ということもございますので、そちらの対応についてもこの中で説明してございます。

94ページでございます。評価の目的・必要性ということでございますけれども、必要性のところにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。評価の目的は、主要施策の進捗状況を把握して課題を明らかにすることにより、今後の計画の方向性及び今後重点的に推進していくべき施策等の検討に資することになってございます。

チェックアップ業績指標につきましても設定しまして、それでチェックしているというのが95ページでございまして、併せて、数値目標ということを申し上げましたが、96ページのところに数値目標を示してございます。

分科会・部会の委員につきましては、97ページのところに記載させていただいております。説明は以上でございます。

【上山座長】 ありがとうございます。それでは、委員の方、どうぞ。山本先生。

【山本委員】 中間点検ということですが、気になるというか、調整していただきたいのは、北海道の場合はブロックと同時に自治体であるものですから、ちょうどこの期間というのは、第1期と第2期の地方創生戦略の期間とほぼ合うわけですね。ですから、この数値目標の設定なり、あるいは見直しについても、とりわけ観光とか農業生産、あるいは製造業等は確か数値目標に入っておりますので、そこら辺は、委員の方は若干違うようではございますけれども、齟齬がないように、そういう視点も含めてチェックして。

【石塚参事官】 分かりました。確認しながら進めたいと思います。

【工藤委員】 わりと、やるべきこととか、あるいは評価の手法、それから数値などははっきりしているのかなと思いました。ただ、若干気になったのは、96ページの主要施策ごとの数値目標の達成率というのが、数値目標の項目が幾つあって、達成したのが幾つで、だから何%という達成率は、これをやってしまうと問題なので、一つ一つがどのぐらい当初の計画に対してできているのかという評価をしないと、ミスリーディングになるのかなと思いましたので、ここのところ、96ページの下ですよ、ここは御検討いただけるのではないかなと思いました。

それから、かなり項目が多いので、今後のことも考えて、今回の何が一番目玉だったのか、それがどのぐらいできているのかという、若干メリハリがないと、かなり総花的な話になってしまう。もちろん、計画に対する評価なので、そういう性質は否めないとは思いますが、新しく加わったものとか、その辺りを少し重点的にやられたほうが、結果的には分かりやすいのかなと思いました。以上です。

【白山委員】 88ページのところで、第8期北海道総合開発計画とありますが、3つの目標があって、その下にそれを実現するための各種の手段とあります。そこで確認ですけれども、96ページの評価手法で評価指標・数値目標が出ていますが、それらが体系的に整理できているのかという点です。ここに書いてある数値目標は、例示されているものですか。それとも、これが全てということですか。

【石塚参事官】 96ページに書いてある数値目標が、設定した数値目標です。

【白山委員】 そうすると、「人が輝く地域社会の形成」というのは数値目標が1つしかなくて、「世界に目を向けた産業の振興」は6つの数値目標があって、「強靱で持続可能な国土の形成」と3つの数値目標があることになります。その中で「強靱で持続可能な国土形成」の数値目標は1つしかないということですか。

【石塚参事官】 はい。そういう設定をしております。

【白山委員】 それは数値目標設定の網羅性の観点から、いかがなものかという気がしないでもないですけれども。

【石塚参事官】 第8期の北海道総合開発計画を議論していく中で、数値目標を設定して進行を管理するときに、その数値目標というものが、道民等外に向けてもしっかりと数字が見えるようにということで決定しております。ただし、この下にモニタリング指標というものを設定して、全部で100以上の項目があるんですけれども、それはそれで事務局としてしっかりとフォローしながら進捗を管理するという作業はしております。ただ、外に向けて、

ある意味、進み方がどうなっているかというのを総合的に示すような指標として示したのは、この項目という形になっております。

【白山委員】 ということは、モニタリング指標は別にあるわけですね。

【石塚参事官】 はい。モニタリング指標はモニタリング指標として、事務局でずっと追いかけているということです。評価するときには、数値目標だけではなくて、それを補完するようなモニタリング指標も併せてフォローしているという形になってございます。

【上山座長】 今の問題意識にもつながるんですけども、今日説明いただいた体系というのは、すごくよくできていると思うんですね。北海道全体をテーマで切って、指標も駆使して、定点観測はできるようになっているし、どこが弱いのかということも何となく出てくるという意味では、この仕組み自体はいい。

ただ、直線的過ぎるので、今、まさに白山委員がおっしゃったように、モニタリング指標なんかも使って、論理的網羅性というかな、そういうものがないと、これだけ見ると違和感がある。部分だけを捉えているんじゃないかという見せ方の問題がある。

あと根本的に気になるのが、指標を立てて、それが達成できているから北海道はうまくいっていますと言えるかどうか。誰かが何かをやっていれば、数値があまり進んでいなくても安心できるし、誰も何もしていなくてもいい数字になっている場合は、将来に向けてまずい。そういう意味では、今日説明いただいた内容は及第点に達しているとは思うんだけど、プラスアルファでステークホルダーの洗い出しをやられたらいい。

例えばニセコみたいところに外国資本が入ってきている。北海道のいろいろな開発に昔よりは色々な企業が参加している。そういう意味では、県庁の役割、市町村の役割、あるいは地元企業、外国企業みたいな切り口もある。あるいはエアラインという言い方もあるかもしれない。そういうステークホルダーの洗い出しが、それぞれのテーマごとか、主要なものだけでいい。ある程度あったほうがいいと思うんですね。彼らが幾ら投資したかとか、あるいは役所の場合は、予算とか人員を何とか事業に沿ってこれぐらい使っていますとか。計画レベルと、あとその指標しかないから、非常に抽象的な階層で物事が動いている。もうちょっと現実に下りたところで、誰かがお金使ったり、工夫したり。その辺をプラスアルファで事例ベースでもいいから載せていくと、もうちょっとイメージが湧く。

何でこういうことを言うかという、北海道というのは、いい話も悪い話も日本の10年先を先取りしていると思うんですね。すごく悪い話とすごくいい話、さっきのニセコのオーストラリア人みたいなことが両方起きている。非常にユニークな場所だと思うので、具体的

なイノベーションが即興的なものも含めてどのように起きているのかとか、どれだけ深刻な事態が発生しているのかとか、その辺のある種定性的なストーリーやコンテキストを一緒にここに入れないと、何か骨と数字だけみたいになっていて、肉がついていない感じがする。そういうものを中間報告で、特にいい例なんかを出されると、なるほど、そうなのかと行って、ほかの地域もやってみようとなったり、どういうものがあるのか私もよく知りませんが、外国資本をうまく使っているとか、エアラインとタイアップしているとか、あと、空港の民営化だって、7つセットだというのは、普通の地域だとなかなかあそこまで思い切れない。そういう広い意味の北海道名物を洗い出してアピールする。

白書に時々コラムとかがあって、いい話を書いてある。あのようなものは、私は意外と今回のこういう作業のときには大事じゃないかなと思う。褒めるとか、お墨つきを与えてあげるという意味もある。ほかの地域にとっても参考になる。

【田辺委員】 今回、御説明をありがとうございました。開発計画の全体から見ていくと、数字でやって追っていくというのはそのとおりでと思うんですけども、私、個人的におもしろかったのは90ページでありまして、東京から見ると、あれは北海道ですけども、北海道の中から見れば、札幌だけ人口がビュッと増えていって、そこを見ていくと、農業と観光、札幌ってあまり関係ないじゃん。そこが増えているという状況。それで、例えば道東の根室とか北の稚内とかどうなっちゃっているのという、空間的な、北海道の中にもいろいろありますよというところを出していただくと、これはおもしろい議論になるのではないかな。この生産空間と、それから居住空間とか都市空間みたいになって微妙にずれていて、そのセットで北海道のいろいろな部分が成り立っているという発想というのは、私はあまり追っていませんけれども、すごくおもしろいし、それがあある意味、サステナビリティとは申し上げませんが、北海道一枚で考えてだめな局面まで恐らく来ている。特に道東とかの人の話を聞いているとそう思うので、そういったのもデータとして、発想が出ているので入れ込んでいただくと、今後の議論の展開に資するんじゃないのかなと思ったということでございます。

【石塚参事官】 北海道全体の動きでいきますと、道内の人口の札幌一極集中という話がございます。その中で、第8期計画における基本方針に係る説明になりますが、道内の人口が札幌に集中するんですけども、結局札幌から道外に出ていってしまい、これは、地方部から札幌市都市圏や首都圏等道外への一方的な人口流出ではなく多くの流入・流出の結果になりますが、北海道全体の人口増減としてはマイナスになっていくと。そうしますと、ど

ちらかという高齢者がどんどん、病院等の都市機能がある札幌のところに集まってきて、若い人は道外に出ていくという構成になってしまう。そういう意味で、札幌がきちんと人口のダムの機能を果たさなければいけないという話。そのためには、札幌圏、さらには地方の圏域中心都市で医療含めて生活環境全体を含めた機能をしっかりと持たなければいけない。生産空間に住み続けられるような機能がなければいけないという発想であります。あるいは観光につきましても、7空港民営化みたいな話も動き出していますけれども、そういう意味で、二次交通、三次交通に向けたネットワークの話とか、地方の医療環境をしっかりと維持することで、住み続けられる「生産空間」が食と観光を支えているという状況になっています。

実際、地方には1人当たり1,500万円以上の所得を上げているような地域が周辺に多くありますが、そういった地域が衰退していくこと自体が食の量も質も下げることになりますので生産空間をしっかりと維持していく必要がありますし、北海道の観光はコロナの影響を受けて打撃を受けていますけれども、観光の魅力自体はなくなったわけではございませんので、その魅力をしっかりとこの期間にレベルアップしていくという取組が必要だろうと考えているところでございます。

あと、先ほど数値目標の分析のところ、96ページを御覧いただきたいと思います。農業産出額がでございます。農業産出額は、当然、価格と生産量を掛けたものになります。価格はいろいろな影響を受けて動きますので、価格が上昇すると、量が増えなくても農業産出額は増加していくということになりまして、農業産出額を数値目標とすることで良いのかという話も当然議論しています。生産量を増加させるということについて、ちゃんと見ているということもやっております。先ほど委員長おっしゃられた項目とは違うんですけども、中身をよく見ながら進めたいと思います。

【上山座長】 田辺先生の御指摘のポイントは非常に大事だと思う。北海道って何なのかというときに、東京の人間は農業とか観光という目線で、全国の中におけるとか、あるいはインバウンドの拠点として捉える。一方で、特にコロナの状況の中で、新潟とか宮崎とか、地方の人と話していると、自分たち、別に鎖国していてもすごくやっていけるということが分かったと。インバウンドの人たちが来なくなったんだけど、旅行関係の雇用の人は、農業の外国人労働者がいなくなったところに回れば、ちょうどピッタリ人口も合うし、東京から全然人が来なくても、中で十分循環して、まさにこれがSDGだと。「緑の不沈空母です」とかと言っている人が結構いて、その話を思い出した。北海道もSDGというか、東京、

本州がもしなくなっても、北海道としてはすごく強いみたいな切り口が1つ。もう1つは、日本の中だけではなく、世界の中における視点があってもいい。北海道というのは、ものすごく底堅いところがある。その辺のレジリエンスや懐の深さを積極的に評価する視点も、この時代になってくるとある。開発という言葉は、どうしても右肩上がり豊かにするみたいなイメージになっている。しかし、180度逆転した価値観というのものもある。そういう視点も入れたらよい。

【上山座長】 それでは、次、産業分野における気象データの利活用促進、お願いします。

【榊原情報利用推進課長】 気象庁、榊原と申します。本日はよろしくお願ひいたします。産業分野における気象データの利活用促進ということですが、まず、101ページになりますか、こちらに、気象庁の中でどういう位置づけの仕事かということをお簡単に御紹介させていただきます。

気象庁は、いろいろな観測をしたり、予報をしたり、警報をしたり、いろいろやっておりますが、その中で、産業の興隆ということもすべき業務としてやっております。今回のものはまさにそれで、産業分野における気象データの利活用促進ということです。気象庁が行うもの、それから産学官連携組織として、気象ビジネス推進コンソーシアム、WXBCと呼んでおりますが、この組織と連携してやっているものが、今回の評価対象でございます。

そして、103ページになりますが、生産性向上に向けてどういう取組を今しているのかということですが、3年前、2016年になりますが、その頃、生産性革命ということで、国土交通省、あるいはそれを受けて気象庁においても検討を進めておまして、気象庁においては気象ビジネス市場の創出ということを取り組んでいこうということで、2016年頃にスタートしたものです。

その中身といたしましては、104ページになりますが、気象は社会・経済活動の様々なプロセスに大きな影響を与えていると考えております。また、近年のIoT、AI、ビッグデータ、そういった技術の発展により、いろいろな産業界において様々なデータを収集・分析する基盤が整いつつあります。

一方で、気象データを分析に活用している企業の割合というものはわずかであるという過去の調査報告もあったことから、企業等が保有するデータと多様かつ膨大な気象データを分析することで、需要予測の精緻化、あるいは業務プロセスの改善といったことが期待されるのではないかとということで、下にありますが、気象庁が取り組むものとして、気象データのオープン化、あるいは高度化、気象観測予報に関する規制緩和ということに取り組んで

きております。さらに、気象サービスを利用した新しい気象ビジネスを実現するためとして、気象サービスと産業界のマッチングを目的に、気象ビジネス推進コンソーシアムを平成29年3月に設立したところです。

気象庁が自ら行っているデータ提供の改善、あるいは気象予報に関する規制緩和を、105ページに示しています。様々なデータを新たに提供したり、技術上このぐらいは大丈夫だよというところで、このぐらいにしておいてくださいという規制をお願いしているのですが、それを緩めるといって規制緩和を行ったりしております。1つが、令和元年6月に、16日先までの日別予報というものを解禁いたしまして、これによって、ほぼいろいろなスマホで見られる天気予報が、16日先まで晴れ・曇りというもので見られるようになったりしているかと思えます。

続いて、106ページになりますが、気象ビジネス推進コンソーシアム、WXBCについてです。現在、会員は830程度、会長は東京大学大学院の越塚先生にお願いしております。

具体的な体制といたしまして、ワーキングを2つ設けております。新規気象ビジネス創出ワーキングは、新規ビジネスに向けた具体的取組の実施、もう1つのワーキングとしては人材育成ワーキングということで、気象データの種類・使い方、ビジネスに現場における気象データの有用性とか高度利用を理解することにより、将来的には気象ビジネス推進の先導者となり得るような人材を育てていこうということです。新しいビジネスを考えると、気象データを上手に使えるようにという人材育成、この2つをワーキングとしてやっているところです。

107ページは、これまでの3年間でこういうことをしてきましたということを整理しております。

続いて、109ページをお願いいたします。評価の目的・必要性というところですが、評価の目的といたしまして、気象データが利活用を十分されていないということを我々思っておりますので、その原因、あるいはボトルネックを把握して、その解消のための今後の対策・取組方針を整理するというのが目的でございます。

評価の必要性というのは、先ほども申し上げましたが、我々の気象データというのは、産業界、様々な場面で使えるものでございますので、もっと使っていただきたいということで、それが必要性でございます。

110ページでございますが、昨年度の後半に、産業界1万社を対象にアンケートをしております、昨年度末にアンケート結果の整理が、大体整いつつあるところです。

111 ページに、その調査結果を簡単に、一番大きなところを示させてもらっていますが、そもそも気象データを使っている、使っていない、使えそう、使えなさそうというところから分類をしております。下の三角形を見ていただきます。一番下が利活用なしの、そもそも使っていないというところ、これが3分の1。次は生産性向上型ということで、気象データをわりと高度に使って、分析だけじゃなくて直近の予測も含めて使っているという方々が、上の3番、4番というところで10%程度いらっしゃいます。真ん中の②というのが経験と勘型ということで、これまでのデータに裏づけられてこうするというのではなくて、体感的に、明日こういう天気だったらこんなんだよね、ということで仕事をやっていらっしゃるというのが、19%ぐらいいらっしゃる、ということで分類ができたと考えております。

これらについての課題が、右に書かせてもらっていますが、下の利活用なし型というところに関しては、そもそも使い方が分からないということをおっしゃっていますので、ここは普及・啓発等々で対応していくのだろうと思っています。一方、上の3番ですが、気象データやAI等を扱える人材が不足、予測精度の向上や気象データの不足等の気象データ自体への課題というものがあるということが分かってきております。

それで、112 ページですが、このWXCの取組・課題を整理ということで、利活用状況だったり、気象データを利活用できる人材の育成というところで、先ほど申しました1万社を対象としたアンケート結果を活用したり、さらに、気象を使うのだけれども、まだ十分使い切れていない業界に対して、個別の追加アンケート等をやっていきたいと思っているところです。

114 ページに参ります。今後、業種別の傾向を整理して、追加アンケートをやっていきたいということと、気象データを利活用できる人材の育成ということでは、気象データアナリスト（仮称）と書いてありますが、こういうような人たちを育成していくことを検討しております。その一環として、民間企業による試行的な人材育成講習を1回試行的にやってみて、課題を精査していくということで考えております。

115 ページは、先ほど申しました、影響を受けるのだけれども、まだ十分使いこなせていない業種を赤四角で囲ませてもらっています。

116 ページは、先ほどお話ししたアナリストの話と、117 ページは、先ほど試行ということでお話ししましたが、そのイメージを書かせてもらっています。

こういう形で、今年度、利活用促進について取り組んでまいりたいと思っております。私

からは以上です。

【上山座長】 ありがとうございます。それでは、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。データの利活用というのは、政府の中でもいろいろな分野で、今、取組が進んでいると思うんですが、具体的なイメージが湧かなくて、つまり、気象庁さんはいろいろな情報を出しているわけで、それを例えば農業向けの気象情報とか、それこそ観光地向けの気象情報とか、何らかのカスタマイズを気象庁さんとして考えているのか、あるいは、とにかく情報を全部外に出しておいて、そういうカスタマイズは民間にやってもらうという、そういうイメージでいらっしゃるのかということ。

【榊原情報利用推進課長】 どちらかというとは後者です。我々は全部をどうぞと。その中で、いろいろな業種、それぞれのカスタマイズする業界もいらっしゃいますので、そういう方が頑張っていただければいいと思っています。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【田辺委員】 今との絡みですけれども、ボトルネックは何かという観点から、そこをあぶり出して評価書の情報として出していくという構想だと思えるんですけれども、ただ、これ、見ていると、気象庁がデータを出して、それでいろいろな産業に使ってもらうという、気象庁と、それから情報を利活用する直接の産業とが相対しているというイメージですけれども、ほとんどの場合、その真ん中に情報を加工する方々がいらして、その人たちが知恵を出して銭もうけするというイメージのほうが、利活用としては普通の姿じゃないのかなという気が私なんかはするわけですよ。

例えばJAXAで出しているいろいろな衛星の情報とか、別に直に使うわけじゃなくて、加工する人がいて、売り払って、銭もうけになってウィンウィンになると。あと、自動車の混雑利用の情報だって、直に最終的な消費者の企業とかが使うわけじゃなくて、真ん中にそれを加工する方々がいらして、その産業を立ち上げるというか、そここのところが必要だと思うんですけれども、ただ、この調査のやり方というのは、最終カスタマーとしての企業と、それとあと気象庁のデータという、媒介者があまりいないモデルになっているので、何かそこら辺の加工をできないのかなというのは素直に思ったということでございます。

【榊原情報利用推進課長】 中間の方々も入れています。IT業者であったり、通信業者であったり、そういう人たちも一緒になってやっています。

【工藤委員】 今の田辺委員のお話とも若干かぶるんですが、ただ、そうなってくると、気象庁としてやるべき仕事は、データを加工する業者を育てる仕事は気象庁の仕事なのか

という素朴な疑問がありまして、それははっきり言って、市場価値があつてそういうビジネスが成り立つと思う人がビジネスを勝手に始めればいいわけで、気象庁としてはちゃんとデータは提供しているので、言ってみれば、国の機関としてやるべきことは十分やっているんじゃないかと。乱暴に言ってしまうとそうなるっちゃうので、もしその3者、要するに気象庁とデータを加工するような産業も発展させ、エンドユーザーがそれをより活用するというモデルであれば、もうちょっとモデルをしっかりしないと、結局気象庁としては何をやるんですか、何をしたことを評価するんですかというのが最終的に見にくいような気がします。

あと、手法も検討の余地はかなりあって、今、令和元年にやったアンケート、1万社ということは、これは結局、見た感じはエンドユーザーですよ。こういうところのアンケートで、これは実際にどういうアンケート、どのぐらい詳しいアンケートなのか、これは全容が分からないので何とも言えないですが、これだけでほんとうに評価できるのかなという心配はあります。だから、使えない場合は新たなアンケートを取るとか、何かしないとどうしようもないのかと思いました。

それから、もう1つ、これは単純な疑問ですが、このデータアナリストという方は、何か新しい資格か何かを作ることを想定されているのか、そういうのはなくて、エンドユーザー側の会社の中に、こういう人を育成する機会を提供すると考えているのか、よく意味が分からなかったのが、これをもっと簡潔に教えていただければ、教えていただきたいと思います。

最後に、これは感想ですが、気象データに限らず、ビッグデータってあまりまだ使われていないのが実態ですけれども、それは別に行政側の問題というよりは、使おうと思っている企業は使っているので、いろいろな理由で使われていないとすると、人材不足とか事業規模とか費用対効果とか、そういう、どっちかという産業界の構造的な話になってきていて、これもそういう意味で、気象庁としてそういうことをやるのかなというのがよく分からないというのが若干感想です。そういう意味では、そもそも政府が出しているビッグデータのものが、気象データに限らず、なぜ世の中であまり使われていないかという、何かそもそもそういう議論をしたほうが、もしかすると突破口があるのかなと思いました。

最後は結構ですが、気象データアナリストの点だけ補足していただけると幸いです。お願いします。

【上山座長】 時間がないので、宿題という形でいいですか。ほかの委員の意見を全部聞いて、それでもし時間があれば、回答の時間を作りますけれども。

【工藤委員】 もちろんです。

【白山委員】 情報の加工の仲介者という問題は非常に重要だと思います。今回のご報告でかなり欠けている観点があると思います。この後、個別事業者へヒアリング等をされるといふ予定もあるということなので、あえてコメントさせていただきたく思います。今、気象情報というのは、企業の将来のキャッシュフローの予測とか利益の予測にリスク情報として非常に大きな影響を及ぼすということで、それが株価の形成にもつながる可能性があるわけなんです。だから、その利益の質をどう考えるかというところで、企業経営者にとっては気象情報が利益に与える影響というものは極めて大きな問題で、ここら辺については気象情報に係る新規ビジネス創出とはまた別の話として、「企業の生産性向上」という中に含まれてお考えになられているのかもしれませんが、資本市場における株価形成に非常に大きな影響を与えるわけなんです。だから、その辺を、この気象情報データというものをどのように活用して利益の予測に役立てるのかとか、その辺が多分、データアナリストという人たちの役割の一つだと思っています。そのような観点が今回のご報告からは読み取れないので、また、この点は企業経営や資本市場における株価形成にも極めて大きな問題だと思いますので、個別企業へのヒアリングの際には、そういう観点も十分注意してヒアリングをしていただければと思います。

【上山座長】 私からも。気象データの利活用となっていますけれども、これは産業界と気象庁がどうつき合うのかという、そこのところもはらむ話なので、恐らく気象ビジネスってそもそも一体何なんだという整理を最初のほうでやられたほうが良いと思う。

卑近な例で言うと、予報士業界というのが出てきて、それで食べている方がいるわけですよ。それを育成する産業のほうの方がさらに大きかったりして、裾野はすごく幅が広い。コンビニの話もあるし、株価の話もあるし、すごく幅が広い。

次に、大事なのはデータ出す話。これはアンケートをすれば、確かにいろいろニーズが出てくる。そのときに、オープンデータの企業調査をするときに必ずやる、データの出し方、フォーマットの問題。ひとえに技術的な話ですけれども、その辺りは結構深掘りしたほうが良い、あまり今回、論点で入っていなかったんだけど。

それから、田辺先生の御指摘の部分につながるんですけども、お金出してもいいから、もうちょっと使い勝手が良いものを加工した形で出してほしいというニーズは絶対あると思う。業者さんに任せていますという時代じゃなくて、もうちょっと踏み込むんじゃないかと思う。これは各省庁のDNAみたいなところに関わってくるので難しいんだけど、役所の外の協会があって、そこが間に入っていて、色々なことをされてもいい。本当の意味で

利活用を促進したければ、零細な民間事業者が気がつかないような、すごく使い勝手のいい出し方をこっち側から積極的に打っていく。、ちょっとお金出してもらえればもうちょっとできるんですとか、そういった部分の設計まで本当はやるんじゃないかなと思う。

それが、さっき工藤さんおっしゃったように、気象庁の本来のミッションをどこまで超えているか、どこまで読めるかというところ。いろいろ神学論争もあるかもしれないんだけど、ただ、海外の例とか、あと実際に産業界がどこまで使っていて、どうしてほしいのかという、この2点ですよ。これは一応見ておくべきだと思う。気象庁が自分でできるというんだったら自分でやればいいし、私は恐らく、やや公的な資格を持った中立的な機関があったほうがいいんじゃないかなと思う。純粹民間に任せますというものではないような気がする。その辺の立ち位置なんかも含めて、この際どうせ調査されるんだったら、ビジネスモデルというか、気象庁も入ったエコシステム全体の現状と今後の方向性を、選択肢1、2、3みたいな感じでもいいから、踏み込んで考えてみた方がやって身になる。非常にポテンシャルのある分野だし、意欲的に取り組んでおられるというところは期待する。けれども、さらにもっと踏み込んで、ぜひ見ていただきたい。

時間がないので、ここまでのところで皆さんよろしいですか。追加の御意見あれば、またメール等でも事務局に出していただければと思いますが。

それでは、何か一言ありますか。

【榊原情報利用推進課長】 先ほどの資格だけお答えしておきます。

【上山座長】 どうぞ。

【榊原情報利用推進課長】 資格ではないです。そういう国家資格を作ろうと思っているわけではありません。

【工藤委員】 そうすると、要するに民間の人に何か研修しますとか、そういう。

【榊原情報利用推進課長】 そうです。そういう講座を作ってもらいます。

【上山座長】 その辺りもまた評価書の中で見ていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、一応、時間オーバーしちゃいましたけれども、今日のテーマは全部終わりましたので、事務局にマイクを戻したいと思います。

【竹本政策評価企画官】 事務連絡です。個別指導の希望調査票に御記入いただきますようお願いいたします。

それから、今後は、頂いた意見への対応方針を明確にして、個別指導を受けたいと思いま

す。

本日の議事録については、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で公開させていただきます。

あと、メモ用に用意いたしました資料等は、そのまま机の上に置いておいていただければ、郵送させていただきます。

それでは、以上をもちまして第48回国土交通省政策評価会を終了します。どうもありがとうございました。

以上